

2006年11月 No.465

京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会
〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375
TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310
発行人 森 育 寿
http://www.kyoshakyo.or.jp



主な記事

- 1面…もえくさ
- 2面…ぷらっとホーム
介助犬アトムとともに暮らす館林千賀子さん
- 4面…特集 絵で見る活躍する犬たち
- 6面…地域福祉権利擁護事業アドバイザーからのメッセージ⑤
- 8面…障害者自立支援法についておもうこと④



秋の越畑

もえくさ

▼私ごとではあるが、先日、実家に帰った折、母親の寝具がきれいになっていることに気付いた。尋ねてみると、「磁気が入っていて体にいいから」と薦められて、高額な代金を払って購入したという。「やられたな」と思ったが後の祭り。自尊心の強い母親を傷つけまいと、「それは良かったなあ」と寝心地を聞きながらも「最近、都会では田舎はもっと危ないのだが」悪質商法がはびこっているから気をつけてね」と遠まわしにそれとなく注意を促してきたのだが…。▼八十五歳を超えて

はいるものの、まだ認知症にはなっていない。しかし、足腰はかなり弱っていて、手押し車の散歩も、最近ではままならない。そんな母親をだます手口はいくらでもあるなど、パンフレット「高齢者の消費者トラブル」「見守りガイドブック」(財団法人消費者教育支援センター製作)に掲載されている「だまされやすさ心理チェック」をみて、「層不安を抱いた次第である。たとえば、「相手に悪いので人の話を一生懸命聞く方だ」、「知人から効いた」、「良かった」と聞くと、やってみようと思つ、「人から薦められると断れない方だ」、「しつかり者と思われたい」など、見事に母の心理や性格を見抜いているではないか。悪質商法はこうしたお年寄りの心理や性格をうまく利用して販路を広げているのである。▼京都府消費生活科学センターへ寄せられた相談件数は、十五年度で九千五百四十二件、十六年度では一万五千九百七十三件に増加、十七年度は被害防止対策の取組み強化等によって二万九百七十三件と減少したものの、この件数は氷山の一角だとセンター所長は言う。つまり、私の母親のように、「だまされた」と気付かない人、「相談できない人」が実に多いのだと問題の深さを指摘する。今年度の新規事業として「高齢者見守り隊」事業が府内各圏域七つの市町村社協で実施されている。「まわりの方々の見守りが被害を防ぐ」、そういう取り組みを大事にして、いろいろな方々とネットを張って被害防止に取り組みたい。

ぷらっとホーム

このシリーズでは、いま、キラキラ輝いているひとを紹介しています。



館林さんとアトム君

介助犬アトムとともに暮らす

同志社大学院生 館林千賀子さん

お住まいのマンションのインターホンをピンポンと鳴らすと館林さんの「はい」という元気な鳴き声が聞こえてきました。アトム君です。今日は修了論文作成でお忙しい中、館林千賀子さんと介助犬のアトムの自宅にお邪魔し取材をさせていただきました。

■自分の生きる道 大学への進学

館林さんは岐阜県出身で現在同志社大学大学院の二年生です。交通事故による頸椎

末、命はとりとめましたが、介助がなければ生活することが困難な一級の障害認定を受けました。

館林さんが交通事故に遭ったのは、一九九八年のお正月、高校二年生の時でした。ちょうど大学進学を考え、将来の目標に夢

一時は大学進学もあきらめました。自分の生きる道をしっかりと歩みたいという思いから、進学したいという自分の気持ちを確認し受験勉強に励みました。

二〇〇一年四月に同志社大学文学部に入

学、新聞学を専攻しました。専攻について

は、介助犬アトムと暮らす館林さんのことがマスコミに大きく取り上げられる中、「人に物事を伝える大切さを感じ「情報伝達」についてもっと学びたいと思ったから」とのことです。

■アトムとの運命的な出会い

二〇〇〇年五月、館林さんが大学へ進学しようとする自分の道を決めたところにアトムは館林さんのもとにやってきました。岐阜県で第一号の介助犬となり、以後、

館林さんを介助する大切なパートナーとなったのです。

アトムは一九九八年十月生まれの八歳の雄犬です。両親が警察犬で生後一カ月の頃から介助犬として訓練を受けました。館林さんは「私が事故に遭った年にアトムが生まれて何か運命的なものを感じるんです」と言います。

館林さんがアトムと出



会ったきっかけは介助犬を紹介したテレビ番組でした。早速、インターネットで検索、京都の「日本介助犬トレーニングセンター」のトレーナー本岡さんの話を聞き、実際に見学に行きました。そこで出会ったのがアトムでした。「一目惚れです」と話すように、ビー玉のようなかわい目の頭から離れず、「この犬と一緒に暮らしたい」と思ったそうです。

■アトムとの生活

アトムはどんな介助をしてくれるのかと尋ねると「服を脱ぐときに引っ張って手伝ってくれたり、落としたものを拾ってくれるんです」といいます。以前に研修会で実演を見せてもらいましたが、床に落とした五百円玉をなんなく拾うのです。ペタンとして出っ張りもないのに器用に拾い上げます。

また、大学ではキャンパスの登り坂で車いすを引っ張ってくれるなどの介助もしてくれるということです。

そんな介助の達人も「授業中にイビキをかいて寝ることもあるんですよ」と館林さんは微笑みます。お茶目な一面も持っているアトムに癒されることが多いと言います。館林さんがアトムと大学生活をおくるために暮らし始めて六年目になりますが、その当時と現在とで環境の変化はありますかと尋ねると「身体障害者補助犬法」が二〇一〇年十月に施行されたこともあり、「補助犬を知っている人が増えてきたと実感する」とのこと。例えば道を歩いていると、館林さんとアトムを見た母親が子どもに「あの犬は今、お手伝いをしているところだから邪魔したらダメよ」との会話が聞こえてきたりするそうです。このように「介助犬ということが認知され、親子の間で自然に会話が交わされることはうれしいことです」と館林さんは言います。

また、飲食店等での対応も以前はアトムは単にペットとしてしか見られず、動物は入店できないということで断られることも多かったのですが、最近では介助犬としてもらえるので同伴で入店できる店も増えてきたそうです。

■新しいステップへ

館林さんは大学院では「障害者の学習環境」をテーマに研究をしています。

今後は大学で学んだこと、自分の体験したことを生かし情報伝達手段への問題意識をもちこれをテーマにどうあるべきかを考えていきたいと考えています。

館林さんは現在、二つの事業所と契約し、ヘルパー派遣を受けているそうですが、は

じめはどこに自分の希望にあったサービスを提供してくれる事業所があるのかなど、情報を得るのに苦労したということです。

また、外出する際にどの移動ルートであれば車いすや介助犬連れでも容易に行けるのかなどを調べるのも大変だということでした。

実際に生活の中でも情報格差の問題は大きいと感じるそうです。情報を得られないために制度があっても利用できない人がいる現状があるということです。

卒業後のことをお聞きしたところ「就職が内定しました」とうれしい答えが返ってきました。

来春からは社会人としての生活が始まります。「就職すると大学生活のように自由でなくなるし、時間も不規則になるので少

し心配です」と不安を覗かせつつ、新しいことに向かっているいろんなことに挑戦したいという希望に目が輝いていました。

これからどんなことをしていきたいですかと尋ねると「納税なども含め、社会人として私なりにできることをして恩返しをしていきたい。また、老々介護などにも関心

がある。障害があったり、高齢になり介助が必要になった時に家族や肉親以外のネットワークからの支えがいる。介助犬のことだけでなく、他人に頼ることへの意識改革や、他人とのネットワークを作る人たちの事例を伝えることもしていきたい」ということでした。

既にアトムとともに介助犬の啓発普及活動に積極的に取り組んでいる彼女ですが、これからもアトム共々、元気で活躍されることを期待しつつ取材を終えました。

勇気ある一歩を支える「安心」



ボランティア保険

わずかな保険料で、傷害部分（ボランティア自身のケガ）と、賠償責任部分（活動中他人の身体・財物に損害を与えたとき）が補償されます。
保険料一名につき

Aプラン 300円 Bプラン 500円

ボランティア・福祉活動等行事保険

福祉事業総合補償制度

まごころワイド

問合わせ・申込先

もあります

(福) 京都府社会福祉協議会

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375
TEL 075-252-6295

近畿地域福祉学会のご案内

近畿地域福祉学会 平成18年度大会

○大会テーマ「地域福祉の視座～その進展のための課題をさぐる～」

～日本を“沈没”させないために！！地域福祉を耐震設計する～

○主催 / 近畿地域福祉学会 平成18年度大会実行委員会

○と き / 12月16日(土) 10:40～17:00

○と ころ / 同志社大学新町キャンパス校舎「臨光館」201号室

○参加費 / 一般2000円、学生1000円

○お問い合わせ先 京都府社会福祉協議会 地域福祉・ボランティア振興課 (電話075-252-6294)

開催要項・参加申込書はホームページ (URL:<http://www.kyoshakyo.or.jp>) よりダウンロードできます。

たち

よ人の手助けをするために特別なトレ、盲導犬が目の不自由な人の目となっ生を知らせるように、介助犬は身体障主活における動作の補助をします。

■人間と犬の歴史 犬の祖先は少なくとも中石器時代には人間と共同生活をしてきたようです。犬は危険を知らせてくれたり狩りの手助けをしてくれたのです。サハラ砂漠にある新石器時代の壁画にも、人間と協力して狩りをする犬の絵が描かれています。犬と障害者の歴史も古く、ポンペイの壁画には視覚障害者が犬に導かれて市場を歩く様子が描かれています。日本の盲導犬は1939年（昭和14年）、民間人によってドイツから4頭の盲導犬が輸入され、日本の交通事情などに合うよう再訓練されて、失明軍人に寄贈されたことから始まりました。

セラピー犬



セラピー犬は2通りに分類されます。一つは動物介在活動犬で動物と触れ合うことを目的として、そのために訓練を受けた犬です。〈Animal Assisted Activity (AAA)〉もう一つは動物介在療法犬で人の心と身体のリハビリを促進させる治療を目的として、その治療計画に基づき、それに必要不可欠な訓練を受けた犬です。〈Animal Assisted Therapy (AAT)〉アニマルセラピーには長い歴史があり、古くからあったのは「乗馬療法」です。犬や猫など動物が側にいることで、癒しやリラックス効果が発生するなど、気持ちが落ち着き、生活に喜びを感じ、うつ病を防止するなど心理的効果が出るとの報告もあります。犬がいることで話題が増えたり、他人と話しやすくなり相手も気軽に声をかけやすくなりますので、コミュニケーションの場も広がる社会的効果が期待されます。

く々の命を安全にたもつことで睡眠-ザーを起こして「伏せ」をして危だけでなく、デパートや宿泊先で、「険」だと知らせます。

災害救助犬

赤ちゃんや
幼児の泣き声

FAXや電話の音



地震や土砂災害などの災害で、倒壊家屋や土砂に埋もれ助けを求めている人を、人の100万倍とも1億倍ともいわれる犬の嗅覚を利用して発見するのが災害救助犬です。

山岳救助犬

災害救助犬と明確な区分はありませんが原野や冬山などの自然環境のなかで遭難した人を見つけます。



その他



その他に事件現場の遺留品や足跡を追う警察犬や麻薬探知犬がいます。

絵で見る活躍する犬

盲導犬

盲導犬は、視覚に障害のある人の歩行をサポートする大切なパートナーとして活躍しています。盲導犬は、白または黄色のハーネスという胴輪をしています。ハーネスをしている時は、作中中です。



盲導犬が誕生するまで

誕生

生まれた子犬たちは、しばらくは母犬や兄弟たちと一緒に暮らしますが45日たつとパピーウォーカーと呼ばれるボランティアの家庭に預けられます。

パピーウォーキング

パピーウォーカーの家庭では、子犬は家族の一員として生活することになります。その最大の目的は家族の節度ある愛情にふれることにあります。

服従訓練

1才になると、本格的な訓練に入ります。訓練には、Sit(座れ)、Down(伏せ)などの英語が使われます。

誘導訓練

視覚障害者を安全に誘導するための誘導訓練行われます。

アイマスク・テスト

約1年間かけて、基礎的な訓練を終えた犬について、指導員は自らが目隠しをして実際に歩いてみます。

共同訓練

視覚障害者と犬との共同の訓練が行われます。視覚障害者は盲導犬の使い方や世話の仕方をはじめ、盲導犬に関する必要な知識を身につけます。

ご主人といっしょに生活

共同訓練が修了すると、視覚障害者は自宅へ犬と共に帰り、盲導犬との共同生活が始まります。

介助犬

介助犬は、身体の不自由な人をサポートする犬です。障害物や曲がり角の存在を知らせたり、障害者の手足となり、日常の生活をサポートします。



聴導犬

聴導犬の仕事は聴覚障害者の生活をサポートすることです。音を知らせることで、危険を知らせたり、必要な音を知らせます。また、自宅の煙報知器の音は伏せをして「危険」を知らせます。



制度の充実に向け、点から面へのネットワークの構築を

乙訓ブロックアドバイザー 向日市社会福祉協議会 植村 朋子

「専門員業務を振り返って」

向日市社協が、平成十六年度に乙訓ブロックの基幹的社協としてスタートし、私は、平成十七年度の専門員を担当させていただきました。今年度、福祉サービス利用援助事業として各市町村社協が実施主体となりましたが、新しく専門員となられた方々に近い立場で、制度に対しての迷いや悩みなどをお話できればと思います。

「制度説明」

新規に相談があった時や関係機関に周知の時、生活支援員からの問い合わせ時と、制度説明にもさまざまな場合があります。当初は、気がつけばパンフレットを棒読みしていたなど、うまく説明できず戸惑うことが多くありました。

特に関係機関への制度周知のためにケアマネ会議に出席させていただいた際など、この制度の特徴でもある契約までに時間がかかる（①相談者が抱えている問題を解決しながら、日常的金銭管理というサービスは、他人に見られたくないお金の流れを相談者と一緒に考えていかなければならない点。②この制度だけでは何も解決できな

い、関係機関と連携してはじめて生きてくる制度である点）ことを説明できて、はじめて制度を理解できたのだと実感いたしました。

「判断能力と契約締結能力」

利用者の判断能力の低下といってもケースにより様々であり、比較したりすることはできません。初めは、関係機関より制度の問い合わせが入る場合が多く、相談者イコール当事者ではありません。

当事者は何かしらの問題を抱えておられ、日々生活していくのに支障をきたしておられる方です。最初に利用者ご本人に問題点を気づいていただき、問題の解決を促すために制度を使いたいという、意思があるかどうかを確認します。そして、契約の対象となるかどうかをガイドラインで客観的に判定するだけでなく、利用される方の面接を通して見極めていくことが必要です。面接時にあらゆる角度から考えること、利用される方の環境はどうか（家族や親戚の支援は得られるかどうか）、この制度ではなく別の方法で解決できないかどうか、すべてをこの制度で受けてしまうのではな

く、例えば成年後見制度に結びつけていくことはどうか、この制度を使うことが利用者の生活にプラスになっていくかどうかを見極めていくことが大切です。

「第三者の視点」

ケースの内容により、職場内や府社協に相談しながら解決していくことが、日々ケースワークの積み重ねとなっていきました。問題解決の糸口は、利用者の意思の確認です。利用者サイドに立った支援を心掛けていても、いつの間にか利用者の自己決定という視点からずれてしまうことがあります。そういった中でケースを客観的にみる

第三者の視点が必要です。利用者の意思や自己決定権を尊重するということは、時には回り道するような支援のスタイルとなりますが、利用者に代わりすべてを行うのではなく、利用者ができることを支えていくことがこの制度の重要な役割であると思います。また、毎月の締結審査会、二ヶ月に一度のケース検討会において、審査員の方々の助言や各ブロックの先輩専門員方の発言を実際に見聞きする機会に恵まれ、専門員と

しての第三者の視点を養う場となりました。今までは基幹的社協が市町村社協と協調し、制度を推進してきましたが、より地域に根ざした制度として今年度より市町村社協の実施となり、この制度を社協としてどのようにとらえていくのか、その市町村社協を府社協がどのようにサポートしていくのかという体制作りが必要であると思えます。

利用者が地域で安心した生活を送れるよう支援するということは、利用者が今まで過されてきた人生に深く関わっていくことであり、その重さをこの制度を通して学びました。その方の生き方に関わるということとは、専門員ひとりで抱えきれるものではありません。問題解決の選択肢を多く作るためにも同じ立場で考えていく組織づくりの必要性を感じます。複雑化していくケースの問題に柔軟に対応していくために、ある社協では専門員を複数配置されました。今後の制度を支えていくために、①ひとりの専門員の線というネットワークではなく、複数の面としてのネットワークを構築

共同募金運動60回記念 第55回京都府社会福祉大会を開催



していく仕掛けづくり、②相談があがって
きたケースや判断能力の低下がみられる利
用者に対して、成年後見制度の活用がスム
ーズに結びつく仕掛けづくり、③制度の活
用で対象枠が広がり、支援を必要とする対
象者数が増加することが予測されますが、
制度の普及・啓発を更に行っていくこと、
④サービス提供体制の充実・強化（制度の

担い手である生活支援員の確保・資質の向
上・処遇の改善）を図ることなどが必要で
あると考えます。

今年度はアドバイザーとして福祉サービ
ス後も課題を提案し続けていきたいと思いま
す。

九月十四日（木）、京都府民総合交流プ
ラザ（京都テルサ）に於いて共同募金運動
六十回記念第五十五回（平成十八年度）京
都府社会福祉大会を開催しました。

当日は、京都府内（市内を含む）全域か
ら多勢の方々にご参加いただき大盛会とな
りました。

第一部は、表彰式典が行われ、永年にわ
たり社会福祉事業に貢献された民生児童委
員、社会福祉施設、団体、社会福祉協議会
の役員の方々や、ボランティアとして活
躍された方、また、多額のご寄付やご協力
をいただいた方々が表彰状・感謝状をお受
けになりました。知事表彰では四十七名、
二十三団体、府社協会長表彰・感謝は一七
三名と六十二団体、府共募会長表彰・感謝
は一三五名、二一一団体へ表彰状、感謝状
が贈呈されました。また、共同募金運動が
六十回目を迎える記念すべき年にあたり、
長年にわたり、共同募金運動にご協力いた
だいた方々に六十回記念特別感謝状が贈呈
されました。

第二部は、記念講演として、「高齢者等
の消費者被害をなくすネットワークづくり」
というテーマで、椋山女学園大学現代マネ

ジメント学部教授の東 珠美氏に講演いた
だきました。

東氏は、高齢者等の消費者被害増加の背
景や被害の特徴にふれる中で、地域におい
て高齢者等を取り巻く周囲の人々による「見
守り」が重要であり、特に京都においては
今年五月に設立した「京都くらしの安心・
安全ネットワーク」の設立にふれ、ネット
ワークの活用と対応課題についてわかりや
すくお話いただきました。

「京都くらしの安心・安全ネットワーク」
の設立目的にもありますように、関係団体
の情報の共有化を図りながら、消費者被害
の未然防止や早期発見、迅速な対応を推進
することにより、「地域安心力」を高め、
安心・安全な消費生活の実現をめざすこと
が重要です。

また、会場ロビーにおいては、共同募金
運動六十回記念ポスターと標語、パネル展
示、ボランティア情報紙の紹介・配布、災
害に関する映像放映、障害者施設授産製品
の展示・販売等を行うボランティアコーナ
ーを設けたくさんの方で賑わいました。

国連「障害者の権利条約」と障害者自立支援法

全国手話通訳問題研究会 副運営委員長 小出 新一

本年八月二十五日の国連特別委員会において、国連「障害者権利条約」案が採択され、次期国連総会に向けて条約本文を含む報告案が調整される新たな段階を迎えています。

この条約案の基本思想は、「障害のある人のあらゆる場面で、障害のない人と同等の権利を保障する」ものであり、私の関係する聴覚障害者や手話通訳の分野においても、それぞれの国において「手話」をその国の「音声言語」同等の言語であると明記するとともに、手話通訳の保障や、ろう教育における手話教育の保障を認める等画期的な内容となっております。

国連総会において年内にも採択される見込みといわれており、総会の採択後、二十力国以上が批准すれば条約が発効することになり、発効すれば、わが国の国内法にも大きな影響を与えることになるでしょう。

さて、そのわが国では、「障害者の自立支援」を声高らかに掲げ、本年四月から障害者自立支援法が施行されました。しかし、半年を経過した現在、九月二十五日付け朝日新聞でも報道されたように、福祉サービス費用の原則一割負担が、障害者の

生活に大きくのしかかり、やむなくサービスの利用を制限したり、止めるをえなくなるといふ深刻な事態が全国各地から報告されています。その結果、地方自治体の四割がなんらかの負担軽減策をとらざるをえなくなっており、住む場所によって負担が異なるという地域格差が広がっているとも報道しています。

このような事態を国は折込済みであったのか、それとも制度設計の誤りであったのかはわかりませんが、原点に立ち返り早急に障害者の生活実態を踏まえた施策への転換が必要であることは間違いありません。

一方、十月からは、手話通訳者派遣事業を含む地域生活支援事業がスタートしました。この地域生活支援事業は、原則市町村が実施主体であり、その費用負担は、市町村長が決定することになっています。これまでに、手話通訳者派遣事業は、都道府県事業として実施されてきたところが大半であり、全国の約九割の市町村が新たに制度を立ち上げなければならぬ状態であり、制度の枠組み、手話通訳者の確保等円滑な実施に向け、今後国や都道府県の支援が非常に重要であると思います。

また、市町村における準備過程において、一部の自治体から手話通訳派遣事業も他の福祉サービスと同等に一割負担にすべきではないかとの意見が出ています。しかし、冒頭で書きましたように「手話」は、ろう者にとっての言語であり、健聴者にとっての音声言語と同等の扱いを受けるべきものです。したがって、私は、本来手話通訳の保障は福祉サービスの範疇で整理すべきものではなく、基本的人権として社会的に保障されるべきものであり、ろう者が利用料を負担すべき性格のものではないと思っています。

さらに言えば、コミュニケーションとは、双方向のものであること、コミュニケーションは「対一」とは限らず、双方が複数であることも多いことを考えれば、ろう者だけが利用料を負担するという考え方は筋が通らないことは明らかだと思います。



「京都の福祉」へのご意見、感想、とりあげてほしいテーマなどお寄せください。

京都府社会福祉協議会

TEL: 075-252-6291

FAX: 075-252-6310

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>

(注) 本会へのご意見等は、上記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。